

山梨県富士北麓公園における感染拡大予防ガイドライン

富士北麓公園体育館

1 3密の回避

(1) 換気設備の設置等（「密閉」の回避）

- ・ 利用にあたっては、一人当たりの必要換気量を確保する。換気設備のある施設は常時稼働し、換気設備により必要換気量が確保できない以下の施設は、すべての窓を常時開放して必要換気量を確保する。
 - ・更衣室
 - ・会議室
 - ・トレーニング室
 - ・幼児体育室

(2) 施設内の混雑の緩和（「密集」の回避）

- ・ 入場者の制限（体育施設については、床面積等に対し一人当たり 8 m^2 、体育施設以外については、床面積等に対し一人当たり 3 m^2 とし利用人數を制限する。）などにより混雑度を管理する。

(3) 人ととの距離の確保（「密接」の回避）

- ① 最低 1 m （マスク着用ない場合は 2 m ）の対人距離を確保する。
- ② 受付窓口には、透明ビニールカーテンで遮断する。
- ③ マスク着用を遵守し、近距離での会話や発声を避ける。
- ④ 金銭の受け渡しは、トレーを使用する。

2 その他の感染防止対策

(1) マスクの着用

- ・ マスク着用について、職員が遵守するとともに、利用者もマスク着用とする。

(2) 手洗い・手指消毒

- ① 職員は定期的に、利用者は入場時に、手指消毒、手洗いを実施する。
- ② 入口に消毒液を設置して、利用者の手指消毒を促す。
- ③ 職員は、業務開始時や他者の接触が多い場所に触れた後、トイレの利用後などには必ず手指を消毒する

(3) 体調チェック

- ① 職員に対して、出勤前に検温させ、業務開始前に体調確認を行う。
なお、発熱（平熱より1度以上）や軽度であっても風邪症状（咳やのどの痛みなど）、嘔吐・下痢等の症状がある場合には、出勤を停止する。
- ② 利用者に対して、発熱（平熱より1度以上）や軽度であっても風邪症状（咳やのどの痛みなど）、嘔吐・下痢等の症状があれば利用しないよう呼びかけを行うとともに、原則として、事前に体調確認、検温を行ってもらう。なお、事前に検温を行っていない場合はその場で検温を行う。
- ③ 個人利用者については、受付窓口において利用者名簿に氏名、連絡先、体調良否及び体温を記入してもらう。団体については、代表者の連絡先を記入してもらう。
- ④ 体調不良の場合は、利用をお断りする。

(4) トイレの衛生管理

- ① 不特定多数が接触する場所（便座、スイッチ、洗浄レバー等）は、定期的に清掃委託業者が清拭消毒を行う。
- ② トイレの蓋を閉めて汚物を流すように表示する。
- ③ 男子小便トイレは、最低1m（マスク着用ない場合は2m）の距離を確保するため、一部を使用禁止とする。
- ④ 各トイレに石鹼を設置する。

(5) 休憩スペースのリスク軽減

- ・ 休憩スペースは、1mの間隔を確保し施設利用者の利用は可能とする。

(6) 喫煙スペースの使用制限

- ・ 施設内は全館禁煙。

(7) 清掃・消毒

- ① 他人と共に用する物品や複数の人の手が触れる場所を消毒用アルコールや市販の界面活性剤含有の洗浄剤、漂白剤を用いて、職員または清掃委託業者が定期的に清拭消毒する。
〈競技用備品、椅子、机、スイッチ、ドアノブ、手すり、蛇口等〉

- ② 鼻水や唾液などが付いたゴミは、ビニール袋に密閉して捨てる。
ゴミを回収する人はマスクや手袋を着用し、脱いだ後は石けんで手を洗う。
- (8) チェックリストの作成・確認
- ・ 感染拡大予防ガイドラインに基づくチェックリストを作成し、毎日の確認を行う、チェックリストは週に一度、県へ提出する。

3 施設ごとの注意点等

- (1) 体育館共通
- ① 利用者以外の（保護者、観覧者など）の入館を禁止する。送迎の保護者はエントランスまでとする。
 - ② 開放時間について
 - ・午前8時から午後10時までとする。
 - ③ 利用人数について
 - ・各施設において利用制限を設ける。
 - ④ 利用制限について
 - ・エレベータは使用させない。
 - ・スリッパは使用禁止とする。
 - ⑤ 特に屋内運動施設における注意点
 - ・入場者への検温・体調確認を実施し、感染発生時に備えて利用者の連絡先を確認する。また、厚生労働省が提供する新型コロナウィルス接触確認アプリ（COCOA）の利用を促す。
 - ⑥ 1,000人以上の大会等の開催については、あらかじめ県の確認を受けること。
- (2) メインアリーナ（面積1,794m² 39m×46m）
- ① 利用人数について
 - ・60,000 m³/h の換気量があるため、1,000人まで利用可能だが、同時に最大利用人数は200人とする。
 - ・1/2面同時時間帯での最大利用人数は100人とする。
 - ・大会時の観客席の最大利用人数は、固定席定員（944人）の半分の470人とする。

② 利用について

- ・利用中はマスクを着用しない場合も想定されるため、利用者同士の距離は2m以上を確保した利用を認める。
- ・近距離での人との接触を伴う活動を行う場合は、中央競技団体の地方連盟等に加盟する指導者や選手が、国において示された競技別ガイドラインを遵守する利用のみ認める。
- ・大会等以外での観覧席の利用は禁止する。
- ③ 利用終了後は、使用器具類の消毒を利用者が都度行い、職員は消毒されていることを確認する。併せて午前1回、午後1回、職員又は清掃委託業者が消毒を行う。
- ④ 大会等の開催にあたっては、本ガイドラインによる収容定員（アリーナ200人、観客席470人、計670人）以内の参加人数とし、主催者に国において示された競技別ガイドラインに基づく感染防止対策の提出を求め、感染防止対策を講じた大会等の利用を許可する。

(3) サブアリーナ（面積 540 m² 30m×18m）

① 利用人数について

- ・10,000 m³/h の換気量があるため、166人まで利用可能だが、同時間帯での最大利用人数は60人とする。
- ・1/2面同時間帯での最大利用人数は30人とする。

② 利用について

- ・利用中はマスクを着用しない場合も想定されるため、利用者同士の距離は2m以上を確保した利用を認める。
- ・近距離での人との接触を伴う活動を行う場合は、中央競技団体の地方連盟等に加盟する指導者や選手が、国において示された競技別ガイドラインを遵守する利用のみ認める。
- ③ 利用終了後は、使用器具類の消毒を利用者が都度行い、職員は消毒されていることを確認する。併せて午前1回、午後1回、職員又は清掃委託業者が消毒を行う。
- ④ 大会等の開催にあたっては、本ガイドラインによる収容定員以内の利用とし、主催者に国において示された競技別ガイドラインに基づく感染防止対策の提出を求め、感染防止対策を講じた大会等のみ利用を許可する。

(4) 会議室（面積 180 m² 18m×10m）

① 利用人数について

- ・同時間帯での最大利用人数は 50 人とする。
- ・会議での利用は、机 1 脚に対して 2 人の利用とする。

② その他の利用について

- ・ダンスなどの運動を伴う利用も可能とする。会議室 1/3 (60 m²) の利用で 7 人までとする。
- ・ダンスなどの運動を伴う利用の場合、マスクを着用しない場合も想定されるため、利用者同士の距離は 2m 以上を確保した利用のみを認める。

③ 利用終了後は、使用した長机、いすの消毒を職員又は清掃委託業者が行う。

(5) トレーニング室（面積 182.5 m² 15.6m×11.7m）

① 利用人数について

- ・同時間帯での最大利用人数は 22 人とする。

② 利用時間について

- ・1 回の利用時間は 2 時間以内とする。

③ 利用について

- ・トレーニング室内はマスク着用とし、利用者同士の距離は 1 m 以上を確保した利用のみ認める。
- ・マスクを着用しながらのトレーニングについて、室内への張り紙掲示及び利用案内チラシ配布等により、利用者に対して注意喚起を行う。
- ・使用できるマシン等の制限を行い、利用者同士の近接を避ける。

④ 使用した器具等の消毒を利用者が都度行う。併せて午前 1 回、午後 1 回、職員が消毒を行う。

(6) 体育室（面積 77 m² 7m×11m）

① 利用人数について

- ・同時間帯での最大利用人数は 9 人とする。

② 利用について

- ・利用中はマスクを着用しない場合も想定されるため、利用者同士の距離は 2m 以上を確保した利用を認める。

- ③ 使用したマットの消毒を利用者が都度行う。併せて午前 1 回、午後 1 回、職員が消毒を行う。

(7) 更衣室の利用について（面積 16.9 m²）

【男子更衣室：4 段 10 列・女子更衣室 4 段 14 列】

① 利用人数について

- ・同時間帯での最大利用人数は男子更衣室 5 人、女子更衣室 7 人とする。

② 利用について

- ・利用者同士の距離を確保するため、一つ置きで使用するよう、一部を使用禁止とする。
- ・シャワー室は、3 室のうち 2 室のみの利用とする。